○まち・ひと・しごと・ふるさと養父市創生条例

平成27年6月29日 養父市条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、市の人口減少に伴うさまざまな変化に対応し直面する課題を解決することで、安全・安心で心豊かな生活が将来にわたって確保されるよう市の地方創生に関する基本的事項を定め、市民とともに個性・特色ある地域資源を最大限に生かしながら、「ふるさと養父市」を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「まち・ひと・しごと・ふるさと養父市創生」(以下「養父市創生」という。)とは、人口減少、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少を抑制するために結婚・出産・子育てをしやすい環境づくりや市の魅力ある資源を活かした産業を創出・育成することにより、持続的に発展していく養父市を構築していくための取組をいう。

(基本理念)

- 第3条 養父市創生は養父市まちづくり基本条例(平成21年養父市条例第2号)を踏まえ、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。
 - (1) 市民がふるさと養父市に誇りをもてるまちづくり
 - (2) 市民が元気に健康で、夢と希望を持ちながら安全・安心に暮らせるまちづくり
 - (3) 豊かな自然と歴史や伝統文化を活かすことのできるまちづくり
 - (4) 地域資源を活かした産業を育て、地域経済が循環し、発展していくま ちづくり

(市民等の役割)

第4条 市民、事業者、各種の団体は、基本理念に鑑み、養父市創生のための 取組に自ら努めるとともに、市が実施する養父市創生に関する施策に協力す るよう努めるものとする。

(市の役割)

- 第5条 市は、基本理念にのっとり、養父市創生に関する施策を総合的に策定 し、及び実施するものとする。
- 2 市は、養父市創生の推進に当たり、市民、事業者、各種の団体、他の市町、 兵庫県、国等と連携し、及び協働して取組むものとする。

(総合戦略)

- 第6条 市長は、前条第1項の施策の推進に関して、まち・ひと・しごと・ふるさと養父市創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を定めるものとする。
- 2 総合戦略に定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 市の人口の現状及び将来の展望に関する事項
 - (2) 養父市創生のための基本的な目標に関する事項
 - (3) 養父市創生のための施策の推進に関する基本的な方針
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、養父市創生のための施策の推進に関する 重要事項

(総合戦略の策定手続き)

- 第7条 市長は、総合戦略の作成に当たっては、市民、有識者、産業界等で構成する「まち・ひと・しごと・ふるさと養父市創生作戦会議」等において広く市民等の意見を聴くものとする。
- 2 市長は、総合戦略を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。 (財政上の措置)
- 第8条 市は、養父市創生のための施策を推進するため必要な財政上の措置を 講ずるものとする。

(養父市創生の推進体制)

第9条 市は、基本理念にのっとり、養父市創生を総合的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

(補則)

第10条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成32年3月31日をもって効力を失う。